



4 西暦2000年問題の 法律的側面を 振り返って

(株) 日本総合研究所

大谷 和子 otani-k@tyo.ghq.jri.co.jp

法的リスクとしての西暦2000年問題

西暦2000年問題(以下「2000年問題」という)は、コンピュータに依存する社会の脆弱性を再認識させ、危機管理のあり方を問いかけるものであった。関連する訴訟費用が1兆ドルにのぼるといふ予測がたてられたこともあり、対策に失敗した場合に被る法的リスクを最小化するための方策が企業や国家のレベルで検討された。懸念された法的リスクについては、問題そのものの回避に成功したこともあって、多くの場合、顕在化することがなかった。少なくとも、我が国では、大方の予想どおり、2000年問題をめぐる訴訟の氾濫は避けられたといえてよい。本稿は、2000年問題の法的側面について、問題の所在とIT化社会に投げかけた課題に焦点を当てる。

訴訟洪水の回避

我が国で2000年問題関連訴訟として知られているのは、食品会社による1件のみである^{☆1}。米国においては、最初の2000年問題訴訟で日本企業の現地法人が訴えられて以来(テック・アメリカ事件^{☆2})、米国では、現在のところ100件程度の訴訟が提起されているが、濫訴の危険

が声高に叫ばれていたことを思えば、少なかつたといつてよいだろう。それでは、なぜ、訴訟が少なかつたのだろうか。

第1に、日米に共通する要因として、2000年問題の発生自体がうまく回避されたことがあげられる。パッケージ・ソフトウェアの場合、ベンダが健在である場合には、無償のパッチソフトが提供された。カスタムメイドのソフトウェアにあつては、有償で2000年対応作業が行われていたことによる。2000年問題を回避するための情報提供が積極的に行われたことも大きい。逆に、2000年問題対策が行われず、買い替えを余儀なくされた場合にあつては、ベンダが倒産しているなど、訴訟を提起するメリットがなかつた場合がほとんどである。

第2に、これらの事情に各国の特殊要因が加わる。日本においては、従来からの「裁判沙汰」を避けようとする風土に加え、コンピュータ技術など専門的な証拠調べを要する事件では、裁判が長期化しがちであり、法廷での紛争解決への期待が薄い。米国における特殊要因としては、未曾有の好景気に支えられ、2000年問題を理由とするシステム再構築が容易であつた点^{☆3}があげられる。好景気の牽引役を果たしたIT産業へのやっかみもあつてか、自作自演とも揶揄されるほどであつた。

第3に、訴訟大国と呼ばれる米国にあつても、紛争解決手段に裁判以外の選択肢(ADR: Alternative Dispute Resolution)が活用される傾向が顕著であつたことを考慮すべきであろう。現に、2000年問題関連で提起された訴訟のほとんどが、和解または仲裁で解決されている(表-1)。

さらに、米国については、他にいくつかの要因をあげることができる。まず、1998年情報開示法と、濫訴を防止するために制定されたY2K法^{☆4}が成功裏に機能したこと。次に、初期の2000年問題訴訟で冷静な判断がなされ、原告勝訴の例はきわめて限られていたこと(表-2)。初期の判決次第では、事態はまったく異なる展開を見せたおそれもある。

法的検討の積極的意義

それでは、訴訟洪水の警鐘が実体を伴わない単なる空騒ぎだったのか、または一部の法曹関係者の「ためにする議論」だったのかを考えてみたい。確かに、一部の報道に見られたドミノ倒しのような訴訟洪水の予測は、非

☆1 読売新聞「2000年問題、法律問題が浮上」(1999.8.4)によれば1,400万円の損害賠償が請求された。

☆2 26万ドルで和解、テックの負担は25万ドル(表-1参照)。

☆3 機械振興2000年4月号「座談会 コンピュータ西暦2000年問題を振り返って」p.18など。

事件	裁判所	提訴	判決	備考
コートニー対メディカルマネジャー社	ニュージャージー州裁判所	1998.6.10	1998.12.16	被告が\$1,425,000を支払う
アトラツ社対SBT社他	カリフォルニア州裁判所	1997.12.2	1998.10.13	無償キットの提供
プロデュースパレスインターナショナル対テックアメリカ社	ミシガン州裁判所	1997.8.4	1998.9.9	被告が\$260,000を支払う
ヤング(アンダーセンコンサルティング)対ペイカー	マサチューセッツ州裁判所	1998.8.28	1998.12.21	仲裁によりアンダーセンの免責
アメリカ保証責任社対ゼロックス社	ニューヨーク州裁判所	1999.7.1	1999.9.14	Y2K法に基づくADR採用を指示した
プリファードMSOアメリカオースティンLLC対クアドラメッド社	カリフォルニア州連邦裁判所	1999.1.15	1999.11.3	同上

表-1 和解・仲裁で解決した事件の代表例

事件	裁判所	提訴	判決	備考
カズマレック対マイクロソフト社	イリノイ州連邦裁判所	1998.12.10	1999.3.16	クラスアクション(訴えの利益なし)
スタイン対インテュイト社(他にファークンパーク事件、チレリ事件)	ニューヨーク州裁判所	1998.6.25	1998.12.1	クラスアクション(経済的損害なし)
マリオC. ユー対IBM他	イリノイ州連邦裁判所	1998.12.22	1999.5.28	1999.11.1に原告が控訴中

表-2 原告敗訴の事件の代表例

現実的だったといえる。筆者が参加したいくつかのシンポジウム^{☆5}でも、パネリストの多くが冷静な見解を示している。しかし、法的リスクが検討されたこと自体は無駄ではなかった。なぜならば、2000年問題による損害が顕在化した場合、訴訟による損害賠償の支払いや応訴の負担は、不可避であったと考えられるからである^{☆6}。また、損害賠償請求を受けることは、企業のレピュテーション・リスクにも直結し、取引機会を逸する危険につながる。特に、クラスアクションにより訴訟の提起が容易であり、懲罰的賠償により高額な賠償が期待できる米国において、いったん2000年欠陥による責任が認められてしまえば、企業の存続を揺るがす事態に発展したことは想像に難くない。

このため、ベンダ企業は、法的リスクを最小にするために、次のような行動をとった。まず、対応作業を徹底的に行った。次に、情報開示を積極的に行うことによ

て、ユーザ自身による問題解決を促した。十分に情報の提供を受けているはずのユーザが何らの行動を起こさずに問題に巻き込まれたときは、一定の限度で、ユーザ自身の責任になるのである。そして、企業が法的リスクを最小にしていることを積極的にアピールすることによって、株主と市場の理解を求めた。法的リスクの自覚は、企業の自助努力を促す効果がある。これだけでも、訴訟洪水の可能性について警告がなされ、法的検討が行われたことに十分な意義を見出すことができるであろう。

紙ふぶきの功罪

米国政府は、法的対応が十分に進みつつある状況を見届けたうえで、時限立法としてY2K法を成立させた。法成立のタイミングは、絶妙であったといえる。これより早ければ、先に述べたような企業による自助努力が中途半端なまま

で、いくつかの企業においては、モラル・ハザードを起こすおそれがあった。また、これより遅ければ、すでに始まっていた「ペーパーリザード(紙ふぶき)」により、法的リスクが中小企業にしわ寄せとなってしまったおそれがある。

そこで、話題の紙ふぶきについても功罪を私なりに総括しておきたい。いうまでもなく、「確認レター(Confirmation Letter)」とも「適合保証書(Y2K Compliance Letter)」とも呼ばれる数百通もの文書が企業間を駆けめぐった現象のことである。この文書には、いくつかの種類があった。当初は、システムユーザ企業がベンダに対し、購入したコンピュータやソフトについては、2000年問題に適合していることを保証するという文書が大半であった。次に、EDI(Electronic Data Interchange)のシステムで相互に依存関係にある企業間では、相手方のシステム停止によって、部品やサービスの供給が停止すると、連鎖的に自己

☆4 1999年7月21日にクリントン大統領が署名したY2K Actは、1999年から2001年までの日付処理の誤りに関して提起される民事訴訟で、1999年1月1日以後に提起され、2000年問題(Y2K failure)そのものか、2000年問題による危害または侵害のいずれかが2003年1月1日より前に発生する場合に適用される。ただし、人身損害に関しては、適用されない(4条)。

この法律では、懲罰的損害賠償の上限を実損の3倍までもしくは25万ドルのいずれか低い方を超えることができないとされている(5条)。ただし、この上限は、総資産50万ドル以内の個人かまたは50人未満の従業員を雇用する団体に限って適用される。

次に、原告が訴訟を提起する前に所定の事項を記載した書面による通知を行うことを義務づけている(7条)。この通知を受け取った予定被告には、30日以内に調停等のADRを利用するかどうかなど所定の事項を記載した書面による回答を行うことが義務づけられており当該期間内に応答をなさなかったときなどには、原告に直ちに訴訟を提起することが認められている。また、予定被告が救済行為または裁判外の紛争解決手段を利用することを提示した場合、これらの行為を行うために30日の通知期間の最終日から60日間の猶予期間を与えられる。

さらに、連邦地方裁判所のクラス・アクションに対する裁判管轄権は、州際事件であっても、懲罰的損害賠償の請求がなされずかつ請求額が1000万ドル未満、または原告のクラスの人員が100人未満の場合には否定される(8条)。

☆5 [特集：コンピューター2000年問題シンポジウム 再検証・法的問題](1999年8月3日東京読売新聞夕刊)。

☆6 閏日に全国の郵貯のATMが停止したため、ATMを納入したメーカに対し、郵政省が約3,000万円の損害賠償の請求を行ったという報道(2000年4月12日朝日新聞)がある。

の顧客に対するサービスや製造ラインが停止することになるため、2000年を超えて企業活動に支障が出ないことを保証する文書の提出を求める動きになった。さらに、マイクロコンピュータ(チップ)で制御された機器(エレベータや自動ドア等)が2000年問題によって影響を被るとの見解が示されると、設備管理の十全さのチェックがこれに加えられた。結果として、これらの文書は、対策進捗度の相互検証を促進したといえる。得意先からの強硬な文書が届いたことに慌てて、得意先に納入した製品の再点検を行った企業も多いであろう。しかし、これによって、内部に法律専門家を有しない中小企業では、取引継続の踏み絵と受けとめ、不合理な2000年問題適合保証書に無条件でサインする場合もあった。また、顧客に不利な情報の提供に躊躇するという問題を引き起こした。

しかしながら、これまで、我が国では、紛争状態にある場合を除き、企業間で授受される文書の法的効力については十分に意識されなかった。このような文書のやりとりを経て、保証条項に対しても冷静に対応し、関係者に正しい情報を適切なタイミングで与えることを重視する慣行が醸成できたのではないだろうか。

いずれにせよ、国際取引が将来増加することを考慮すると、零細企業を含む多重な下請け構造を持つIT産業において、この経験を生かし、明確な契約をベースとした適正な取引慣行が形成することが望まれる。これについては、米国のUCITA (Uniform Computer Information Transactions Act) にみられる契約の拘束力に関する考え方などが参考になるだろう。

問題の特殊性と普遍性

法的側面から検討するとき、2000年問題は、1つの点で特殊だったといえる。すなわち、ベンダの責任を瑕疵担保責任や債務不履行などの枠組みで捉えることが困難だった点である^{☆7}。言い換えれば、製造物の一般的な「欠陥」は、ほとんどの場合、使いはじめの一定期間内に明らかになるのに対し、多くの2000年問題では、はるか未来において発生する。しかも、2000年未対応の製品のほとんどが製造された段階において、JIS規格には8桁の日付表示のオプションが記載されていなかった。既存の法令や判例から、このような場合におけるベンダまたはユーザの注意義務の存否を導き出すことが困難であるといわざるを得ない。

債務不履行については、出荷または引き渡しの際に

ら数年間(長いものでは十数年に及ぶ)、さしたる問題もなく稼働していたシステムについて、ベンダの契約上の義務が履行されていないと主張することには無理がある。また、2000年問題未対応が何らかの意味で「瑕疵」だったとしても、通常は、引き渡し後1年程度で担保期間が経過し、以後、売主は、瑕疵を無償で補修したり、損害を賠償したりする責任を免れる。製造物責任についても、ほとんどの場合が対象外であった。また、特別な場合を除き、ベンダに一方的に責任を負わせることは、当事者間の公平の観点からも望ましいことではない。

他方、問題解決を促進するという観点でも、ユーザまたはベンダのいずれか一方に問題解決の責任を担わせるのは、妥当とはいえなかった。限られた時間と資源の中で2000年問題を乗り切るためには、ユーザもベンダも相互に協力できる枠組みが必要であった。

しかし、2000年問題は、このように特殊な問題であったことにとどまらない。今後につながる普遍性を持つ法的課題が示された。たとえば、コンピュータ・システムをユーザとして使用してサービスを行っている政府、地方公共団体または企業が2000年問題を解決できなかったときは、これによって迷惑を被った最終ユーザに対する何らかの責任が生じていたであろう。日付処理の問題に限らず、コンピュータ技術に依存する社会では、輻輳する多数当事者間で責任をどのように分担するのが適当かという問題がある。

また、自己に不利益な情報の開示という付随義務についての考え方の課題も残る。さらに、脚光を浴びたADRの可能性についても、現実に機能する紛争解決の仕組みにするまでには多くの議論が必要であろう。多くの企業にとって、2000年問題が、自ら提供した製品やサービスの品質に関する法的責任を再認識する契機となったことは間違いないが、コンピュータ関連製品に関する法的責任の内容については、十分な議論が尽くされたとはいえないまま、新世紀に向かって歩み出している。

最後に付け加えるならば、日付処理に関する法的責任の問題は、システム技術者の職業倫理に対しても問いを投げかけたといえよう。いったい、製品がいつまで使用されることを前提として品質を維持すべきなのだろうか。経済的合理性(メモリ容量の制限)や標準(JIS規格)がクリアされた後も6桁の日付処理の慣行が維持されたのはなぜだろうか。また、今回の対応作業にもその場しのぎの対策がなかっただろうか。時間と資源が限られている以上、「その場しのぎ」も不可避であったが、単なる問題の先送りになっていないことを望みたい。

(平成12年6月13日受付)

☆7 大谷和子: 西暦2000年問題の法的課題, 情報処理, Vol.40, No.5, pp.463-469 (May 1999).

